

生徒会役員選挙法

第1章 総則

第1条 この選挙法の目的

この選挙法は、役員選挙が公明かつ適正に行われることを目的とする。

第2条 この選挙法の適用範囲

この選挙法は生徒会の会長、副会長、書記、会計の選出について適用する。

第2章 選挙管理委員会

第3条 構成

本委員会は、各HRから選出された1名の選挙管理委員によって成り、正副委員長は委員の互選による。委員が欠けた場合はHRにおいてその後任を選出する。顧問を2名以上置く。

第4条 任期

委員の任期は1年間とし翌年度の第1回選挙管理委員会が召集されるまで事務を執行する。

第5条 議事運営

② 開会 本委員会は全委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

② 議決 本委員会の議決は出席委員の過半数を以って決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

第6条 義務

① 委員は、選挙が公明かつ適正に行われるように常に努力しなければならない。

② 委員は、すべての立候補者に対し平等でなければならない。

③ 委員が役員に立候補する場合、または立候補者の責任者となる場合、及び選挙管理委員会に要求された場合は選挙管理委員を辞任しなければならない。

第3章 選挙権及び被選挙権

第7条 全会員は選挙権及び被選挙権を有する。

第4章 選挙期日

第8条 選挙は9月及び翌年3月に行われ、補欠選挙は、欠員の事態が生じてから1週間以内に行われなければならない。

第5章 投票

第9条 選挙は投票による。

第10条 各役員の選挙において全有権者の過半数の有効投票がなければ、役員選挙は無効となる。

第11条 投票管理者は選挙管理委員の互選による。

第12条 投票立会人は教職員の中より選出される。

第13条 投票所及び投票日時は選挙管理委員会が定める。

第14条 投票用紙の作成及びその配布は選挙管理委員会が行う。

第15条 代理投票及び不在投票は一切認めない。

第16条 第15条にかかわらず公用で投票日に投票できない者は、日時をくり

上げて投票できる。

第 17 条 各役員の立候補者が定数をこえない場合は、承認投票を行い有効投票数の過半数の承認があれば、その当選人となる。過半数の承認がなかった場合は第 28 条に従う。その場合、過半数の承認のなかった者は役員に選出されることができない。

第 6 章 開票

第 18 条 開票は投票完了後、教職員が立会いの上選挙管理委員会が行う。

第 19 条 下記の投票は無効とする。

- ① 正規の投票用紙を用いないもの。
- ② 投票用紙の指示どおり記入してないもの。

第 7 章 立候補

第 20 条 立候補は推薦制度とする。

第 21 条 自ら立候補しようと思う者、または有権者に推薦された者は、立候補届け出用紙に記入し、一定期間内に提出し、選挙管理委員会において不正がないことを認められた者は正式に立候補者となる。

第 22 条 選挙管理委員会は立候補者及びその責任者の氏名を立候補届けのあるごとに全会員に発表する。

第 23 条 有権者に推薦された者は、事情の許す限り立候補しなければならない。また立候補者は、投票前日までに選挙管理委員会に届け出れば、立候補者たることを辞退することができる。

第 8 章 立会演説会

第 24 条 立候補者は立会演説会において自己の抱負を述べる。立候補者が当日欠席した場合はその責任者が演説する。

第 9 章 当選

第 25 条 票決は多数決制とする。

第 26 条 同じ役の立候補者の得票数が同数の場合は、選挙管理委員長立会の上くじで決める。

第 27 条 開票の結果は選挙管理委員長が全会員に発表する。ただし不正行為が、発表後 1 週間以内に発見された場合は、選挙管理委員会において無効と認めた場合に次点者をくり上げる。

第 10 章 特別選挙

第 28 条 下記の場合は代議員中から代議員会において無記名投票により選出される。

- ② 立候補者のない場合。
- ② 当選人が役員の定数に達しない場合。(第 10 条、第 17 条の場合)
- ③ 役員が欠けた場合。

第 11 章 選挙運動

第 29 条 選挙運動の一切の管理は選挙管理委員会が行う。

第 30 条 各立候補者は正式に立候補者たることを認められた日から投票前日まで選挙運動を行うことができる。

第 12 章 不正行為とその処分

第 31 条 不正行為の判断とその処分に関しての権限は選挙管理委員会が有す

る。ただし当選人発表後 1 週間以内に不正行為に発見され、選挙管理委員会において当選を無効と認めた場合に次点者を繰り上げる。

補則 この選挙法の改正は代議員会において承認される。

（平成 9 年 4 月 1 日施行）

（令和元年 11 月改正）